

①件名
石巻市事業復興型雇用創出事業の拡充等について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災の被災地域における、安定的な雇用と地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を新たに創出することを目的とし、国の実施要領に基づき平成25年度から事業を実施している。</p> <p>【目的】 国の実施要領の一部改正に伴い、平成26年度までの対象者に対応するため現行の交付要綱を一部改正するとともに、平成27年度新規申請者を対象とする新たな交付要綱を制定する。 さらに、移転費型の交付要綱を制定し、雇用の安定と人手不足の改善を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 緊急雇用創出事業実施要領（厚生労働省） 事業復興型雇用創出事業実施要領（厚生労働省） 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱（平成25年石巻市告示第211号）</p> <p>【災復興基本計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】 施行大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 3（1）職の再建・雇用の維持と創出 2 雇用の創出</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成25年6月28日：石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の制定 平成27年5月7日：国の事業復興型雇用創出事業実施要領の一部改正 （厚生労働省職業安定局長：職発0507第3号）</p>
⑤主な内容
<p>1 現交付要綱の一部改正の概要 (1) 対象労働者の雇入期間、<u>平成23年11月21日から平成28年3月31日まで</u> 〈改正〉⇒<u>平成23年11月21日から平成27年5月31日まで</u></p> <p>2 新交付要綱の概要 (1) 適用地域、「被災三県（岩手県、宮城県及び福島県）」 (2) 対象労働者の雇入期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで (3) 助成対象期間、平成31年3月31日まで (4) 事業主に対する交付上限額、2千万円</p> <p>3 移転費型交付要綱の概要 市が認定する対象産業政策（別紙）を実施する事業主であって、県外からの求職者の雇用に係る移転費を負担した事業主に対し、雇用者1名当たり最大30万円を助成する。 交付上限額は300万円</p> <p>(1) 主な内容 ア 対象事業所 平成28年3月31日までに対象産業施策を実施した事業所 イ 対象労働者 県外に居住し、平成27年4月1日以降に内定を受けて雇用された者 ウ 対象経費 対象事業所に移転した場合に要した経費（交通費、宿泊費、転居費）のうち事業主負担分</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

(1) 事業の効果（市民への影響）

産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定を図り、地域の復興を支えることができ、移転費型を活用することにより地域の人手不足に対応することができる。

(2) 市行財政の負担（財源措置及びコスト計算）

平成 25 年度実績：48 人

歳入 53,502,815 円（県補助金：10/10）

歳出 53,502,815 円（内訳）委託料（事業運営管理等） 14,859,815 円

助成金 38,643,000 円

平成 26 年度実績：99 人（平成 25 年度 48 人含む）

歳入 92,024,834 円（県補助金：10/10）

歳出 92,024,834 円（内訳）委託料（事業運営管理費） 20,949,834 円

助成金 71,075,000 円

平成 27 年度見込：400 人（平成 25 年度及び平成 26 年度含む）

歳入 302,103,000 円（県補助金：10/10）

歳出 302,103,000 円（内訳）委託料（事業運営管理費） 27,490,000 円

助成金（移転費含む） 274,104,000 円

※当初予算措置済み（移転費は現計予算内で対応）

7 他の自治体の政策との比較

宮城県内の事業実施自治体要綱改正及び新規制定状況

自治体名	宮城県	仙台市	多賀城市	塩釜市	気仙沼市	南三陸町
現要綱改正	改正済	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
新要綱制定	制定済	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
移転費型要綱制定	制定済	調整中	調整中	—	調整中	調整中

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- (1) 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の一部改正：平成 27 年 8 月上旬
- (2) 石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）交付要綱制定：平成 27 年 8 月上旬
- (3) 石巻市事業復興型雇用創出助成金（移転費）交付要綱制定：平成 27 年 8 月上旬
- (4) 対象事業主への周知：平成 27 年 8 月上旬
- (5) 改正及び制定後の事業の実施：平成 27 年 9 月上旬から受付開始